

安全法令ダイジェスト 改訂第 6 版

ポケット版 2017 年 3 月 15 日第 8 刷 訂正箇所

※第 9 刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 7 5 中段左表「過積載の違反点数と反則金」 注意書き

【修正前】右表の中型自動車は上表の大型等を含む

【修正後】右表の中型・準中型は上表の大型等を含む

P 7 5 中段右表「自動車区分の基準」を下表に差替

●自動車区分（平成 29 年 3 月 12 日）

自動車の種類	受験資格	自動車の区分	
		車両総重量	最大積載量
大 型 自 動 車	21 歳以上 普通免許等 3 年以上保有	11 t 以上	6.5 t 以上
中 型 自 動 車	20 歳以上 普通免許等 2 年以上保有	7.5 t 以上 11 t 未満	4.5 t 以上 6.5 t 未満
準中型自動車	18 歳以上	3.5 t 以上 7.5 t 未満	2 t 以上 4.5 t 未満
普 通 自 動 車		3.5 t 未満	2 t 未満

平成 19 年 6 月 2 日以前の普通免許取得者は 8 トン限定中型免許

平成 19 年 6 月 2 日以降平成 29 年 3 月 31 日以前の普通免許取得者は 5 トン限定中型免許

P 1 5 8 事業者マークの下に枠囲いで下記文言追加

●ガイドライン

「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平 28・12・26 基発 1226 第 1 号）」、「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン（平 29・3・21 基発 0321 第 4 号）」にも留意。

P 2 2 1 産業医の職務内容 8 に文言追加

【訂正前】8. 毎月 1 回の作業場巡視

【訂正後】8. 毎月 1 回（事業者が毎月 1 回所定情報を提供する等の手続きをとれば 2 カ月以内ごとに 1 回）の作業場巡視